

新城市生ごみ処理器等設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみ減量化対策の一環として、家庭で生ずる生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理器等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理器 非電気式で上部にふたがあり、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透し、かつ、悪臭、害虫等の発生を防ぐ構造及び材質のものをいう。
- (2) 電気生ごみ処理機 電気式で熱風、木くず等により生ごみを減量し、消滅し、又は堆肥化させるものをいう。
- (3) 生ごみ処理器等 生ごみ処理器及び電気生ごみ処理機を総称したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる生ごみ処理器等は、設置者が市内に居住し、市内の業者から購入するもので、生ごみ処理器にあつては、容量が100リットル以上のものとする。

- 2 電気生ごみ処理機にあつては、1世帯1台、生ごみ処理機にあつては、1世帯2基までとする。
- 3 この補助金を受け、設置した生ごみ処理器等を買い替えようとするときは、電気生ごみ処理機にあつては7年以上、生ごみ処理器にあつては5年以上の経過により使用不能と認める場合に限り、補助の対象とする。

(補助金の額)

第4条 次の各号に掲げる生ごみ処理器等の補助金の額は、当該各号に定めるところによる。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 生ごみ処理器にあつては、購入金額の2分の1以内とし、1器につき2,000円を上限とする。
- (2) 電気生ごみ処理機にあつては、購入金額の4分の1以内とし、1台につき15,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、補助金交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するとともに、補助金交付請求書(様式第3)による申請者の請求に基づいて補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要に応じ、市民の使用状況について確認検査をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき、又は市長が不相当と認めた事態が生じたときは、補助金の交付を取り消し、若しくは既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の新城市生ごみ処理器等設置費補助金交付要綱(新城市制定)の規定によりなされた手続その他行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

様 式 略